

令和2年（2020年）3月18日

登録事業所の皆様へ

社会福祉法人長野県社会福祉協議会  
福祉人材部長

求人登録時の「受動喫煙防止措置の状況」記載のお願い

令和2年4月に改正健康増進法が施行されることになり、求人の申し込みや労働者を募集する際、事業者が最低限明示しなければならない労働条件等に「受動喫煙防止措置の状況」が加わることとなりました（別紙参照）。

つきましては本年4月以降「福祉のお仕事」へ求人申請する際は、下記も参考に「ステップ2 就業場所」の「全体備考」欄に、「受動喫煙防止措置の状況」を記載してください。

### 記

<求人票の登録>

ステップ2 就業場所

【Ⅱ. この求人で採用された方が就業することになる事業所（以下、「就業先」と呼びます）について入力してください】

（記入例）

The screenshot shows a web form for job registration. The 'Overall Remarks' (全体備考) field is highlighted with a red box and contains the text: 敷地内禁煙（特定屋外喫煙場所あり、屋外に喫煙場所あり）. A callout box points to this text with the instruction: 別紙（「受動喫煙防止」に向けた取組について）の労働条件明示の例を参考にご記載してください。 The form includes a 'Save' button (下書き保存) and a progress bar at the bottom with steps: ステップ1 取扱範囲, ステップ2 就業場所 (highlighted), ステップ3 職種・条件, ステップ4 賃金・時間等, ステップ5 応募・選考, ステップ6 入力確認. There are also buttons for 'Previous' (前に戻る) and 'Next' (次に進む).